

# 平成30年度 山梨県大村智人材育成基金 山梨県若手研究者奨励事業 研究者募集要項

## 1 趣旨

若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や地域活性化を担う次代の優れた研究者の持続的な育成を図ることを目的に、研究に要する経費に対して補助金を交付する。

## 2 補助対象となる研究

補助対象となる研究は、自然科学分野及び人文・社会科学分野の研究で、「6 補助対象者の応募資格」に該当する研究者が、一人で行うものをいう。なお、研究が複数年度にまたがる場合も可とする。ただし、企業の営利を目的とする研究は除く。

## 3 募集人数

- (1) 自然科学分野 5名程度
- (2) 人文・社会科学分野 5名程度

## 4 補助対象経費

平成30年度中(平成30年4月1日～平成31年3月31日)に、研究者が一人で行う研究の遂行、成果のとりまとめ及び外部への公表等に直接必要な次の項目に該当する経費で、平成31年3月31日までに支払いを完了するもの。

なお、研究が複数年度にまたがる場合は、会計年度ごとに応募申請することができる。

- (1) 備品費 研究の遂行に必要な設備・機械・器具・備品を購入する経費
- (2) 消耗品費 研究の遂行に必要な試料・部品等の消耗品を購入する経費
- (3) 旅費 応募者本人、研究協力者の出張のための経費(資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等に必要な旅費)  
公共交通機関を利用する場合は、普通席料金とする。
- (4) 人件費・謝金 研究協力や作業補助に対する謝礼金(品)  
給与としての人件費は除く。
- (5) その他知事が必要と認める経費

## 5 補助限度額

- (1) 自然科学分野 100万円
- (2) 人文・社会科学分野 50万円

## 6 補助対象者の応募資格

補助対象者は、次の要件の全てを満たす者の中から選考し決定する。

- (1) 平成30年4月1日現在、40歳未満の大学院生・大学院修了者のうち、  
山梨県内の大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者  
山梨県内の高等学校、短期大学、大学、大学院のいずれかを卒業し、山梨県外の大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者  
、ともに、正規、非正規あるいは常勤、非常勤を問わない。  
山梨県職員は除く。
- (2) 所属機関の長の推薦を受けている者
- (3) 応募する研究者が研究計画の推進に責任を持ち、補助金管理及び補助期間終了後の報告を確実にできる者

## 7 応募方法

応募希望者は、次の書類を提出すること。なお、応募書類は返却できないため、書類の写を保管すること。また、書類の不足や記入漏れ、内容等の不備がないよう応募前によく確認すること。

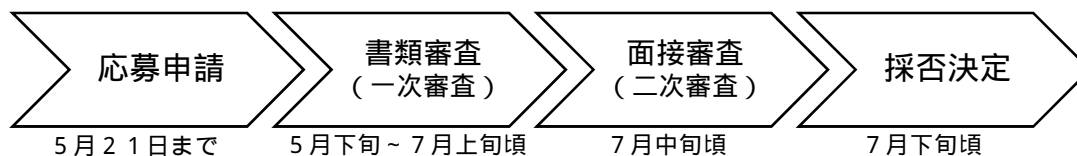
- (1) 応募申請書（別紙様式1 A～G）
- (2) 研究概要報告書（別紙様式2）
- (3) 所属機関の長の推薦書（別紙様式3）

## 8 応募受付期間

平成30年4月2日（月）～平成30年5月21日（月）

## 9 選考方法・スケジュール

選考は、書類審査及び面接審査の二段階で行う。



- (1) 書類審査  
審査結果は、応募者全員に、7月上旬頃までに通知する。
- (2) 面接審査  
書類審査に合格した者に対して、7月中旬頃実施する。  
詳細については、書類審査結果とともに該当者に通知する。
- (3) 採否決定  
7月下旬頃までに最終選考結果を通知する。

## 10 報告書の提出

補助対象者は、次の書類を提出すること。詳細は別途通知する。

### (1) 提出書類

研究成果概要書(別紙様式4)

の詳細を記載した研究成果報告書(A4版縦10枚以内)

### (2) 提出期限

次の、のいずれか早い期日までに提出

平成31年4月10日(水)

研究が終了した日から起算して1か月を経過した日

## 11 補助金交付の取消及び返還

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、返還を求める場合がある。

(1) 申請書の記載内容に虚偽があったとき

(2) 採択された研究計画に大幅な変更があり、目的を達成することが困難であるとき

(3) その他研究者としてふさわしくない行為があったとき

## 12 補助対象者の責務

(1) 補助対象者は、県が開催する成果報告会に参加するとともに、研究成果を広く県民に理解してもらうため、情報発信に努めなければならない。

(2) 補助対象者は、山梨県による研究状況の確認に協力しなければならない。

## 13 応募書類等に記載された個人情報の利用について

本事業の応募や報告等に関し提出された個人情報は、「山梨県個人情報保護条例」により、本事業実施のためにのみ使用する。

本事業の広報のため、必要な範囲において、補助対象者の氏名、性別、所属機関、研究内容・成果及び研究の様子が分かる写真等の情報を、山梨県のホームページ等に掲載したり、報道機関に提供することがある。

## 14 問い合わせ先及び書類提出先

山梨県 県民生活部 私学・科学振興課 科学技術担当

住所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1312

FAX 055-223-1781

書類提出は、郵送又は持参(平日9時~17時)のこと